# 平成 29 年度 市民共創チャレンジ事業 補助金募集要項



高岡市

# 目次

1	補助金	金の趙	自	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	市民共	も創ま	-ヤ	ノ`	ン:	ジ	事:	業	ات	つ	L١	7	•	•	•	•	•	•	•	1
3	補助金	むを 申	請	でき	<b>≠</b> ∠	る	团,	体	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
4	対象と	となる	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
5	補助金	金のは	容	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
6	補助対	寸象紹	費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
7	年間0	り事業	ミスク	ケシ	ジュ	1	— <i>,</i>	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
8	事前相	目談・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
9	申請書	書の提	出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
10	審查方	う法と	_審1	查基	<u></u>	隼	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
11	補助金	<b>è交</b> 付	<u></u> すのシ	央沅	Ē	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
12	団体な	を流会	<b>き</b> の	開作	崖	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
13	実績幸	6告書	動	是し	H	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
14	事業质	<b>大果</b> 朝	告	会	D١	荆	催	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
15	留意事	事項・	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	8

本事業に関するお問い合わせ、申し込み

高岡市 共創まちづくり課

〒933-8601 高岡市広小路 7番 50 号 市役所 7階 電話 0766-20-1328 FAX 0766-20-1641 受付時間 月〜金曜日 午前 8時 30分〜午後 5時 15分 ホームページ

http://www.city.takaoka.toyama.jp/kyodo/kyoso/challenge.html

# 1 補助金の趣旨

高岡市では、「共創の指針」に基づき、「市民が主体的なまちづくり」を推進しています。 「市民が主体的なまちづくり」とは、高岡市をよりよくするために、市民のみなさんが自分 たちのまちについて考え、創り、育てていくことです。

それには、市民、団体、企業、大学、地域、行政等がこれまで以上に連携すること、地域の課題解決や新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げることを目指して取り組むことが必要です。これを、「共創」による取り組みと呼んでいます。

市民のみなさんが連携して、地域を元気にし、魅力あふれるまちを創る取り組みに対し、その費用を補助することで、「共創」による取り組みを応援します。

# 2 市民共創チャレンジ事業について

新たな事業、これまで計画のみで実行に至らなかった事業など今後の活動のための土台づくりとなる事業です。(平成29年度中に完了する事業)

# 3 補助金を申請できる団体

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市内で公益的・公共的な活動を行っている、5人以上の会員で組織する市民活動団体、 企業、大学、地縁組織、行政等が連携した団体(連携主体:2団体以上)
- (2) 連携主体の代表団体\*の事務所が市内にあること

#### ※代表団体のみの要件

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動をしていること
- (3) 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと
- (4) その他、補助金の交付を受けることが不適当であると認められる団体でないこと

#### ◎申請団体が行政と連携して取り組むことは可能ですか?

申請団体は、行政を事業のパートナーとして連携し取り組むことは可能です。共創まちづくり課が市の担当課とのコーディネート役を担います。また、民間同士の連携の相手方についても相談を受け付けます。

# 4 対象となる事業

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市民・団体・企業・大学・地縁組織・行政等が連携して取り組む公益的・公共的な事業であって、地域課題や社会的課題の解決が図られるものであること
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できるものであること
- (3) 連携主体の役割分担が明確かつ妥当で、連携して実施することにより相乗効果が高まるものであること
- (4) 申請団体が市内で実施する事業であること

#### ■対象とならない事業

- ・営利を目的としたもの
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ・政治、宗教、選挙活動に関するもの
- 政策提案のみのもの
- ・学術的な研究に関するもの
- ・事業実施を伴わない調査に関するもの
- ・地区住民の親睦を目的とする交流行事やイベント開催のみを目的としたもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・当該事業に国、地方公共団体、財団等の民間団体から補助金等を受けているもの
- ・これまで市の助成を受けたことのある事業で、同一団体が実施する同じ内容のもの

◎これまで市からの助成を受けたことのある事業で、事業内容を一部変更して取り組むものは対象となりますか?

これまで市からの助成を受けて実施したことのある事業で、内容が全く同じものは、連携して取り組んでも対象となりません。今回連携して取り組むことで、既存の事業を活発化させるために追加で事業を行うものや、事業の内容を一部見直し新たな視点を取り入れて行うものについては対象となります。

#### ◎営利目的の活動とは?

事業収入を専ら自分たちの利益として得る場合のことです。公益的な団体が活動の対価として参加料や 会費を集めることについては、問題ありません。それ自体が地域や社会に貢献をしているといえます。その ために必要な最低限の収入を得ることについては営利目的とはみなしません。

# 5 補助金の内容

#### ■ 補助限度額

10 万円

#### ■ 補助率

補助対象経費の80% ※千円未満の端数は切り捨て

# 6 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとします。視察に係る費用や団体の運営に係る経費(経常的経費)については対象外です。

経費区分	内 容
謝金	講師(実施団体の構成員を除く。)等への謝金
賃金	事業実施のために必要な人件費(実施団体の構成員を除く。)
旅費	講師等の旅費、会議のための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費(記念品、手土産代を除く。)
食糧費	外部講師等の弁当代(お茶代を含む。)及び実施団体が外部との会議や打ち合わせ開催時に供するお茶代(弁当代を除く。)
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
通信運搬費	郵送料、宅配料(通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限り対象とする。)
保険料	事業実施のために実施団体が負担する保険料
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
委託料	事業実施のために専門的な技術等を必要とするもの(調査委託、ホームページ作成委託等)
使用料及び賃借料	事業実施のための会場・施設使用料、備品等の賃借料
原材料費	工事、加工料等
工事請負費	事業実施にあたって、専門的な技術等を必要とするもの
備品購入費	1点あたり1万円を超える物品の購入費。なお、購入にあたっては、事前 に市と協議するものとする。

※事業の実施によって入場料、参加料、出展料等の収入が生じる場合は、補助対象経費から その額を控除するものとします。

# 7 年間の事業スケジュール

平成 29 年

4月

【第1回】事業募集開始

本事業の概要や必要書類について随時説明しますので、お気軽にお問い合わせください。

事前相談〔相談期間:4月3日~4月28日〕

事業の内容確認のため、申請書提出の前に、必ず共創まちづくり課にご相談をお願いします。

申請書の提出〔第1次締切:5月19日〕

提出された書類の内容確認をして、内容に不備がある場合は、修正や訂正をお願い することがあります。

5月 書類審査〔5月下旬〕

高岡市共創のまちづくり推進委員会が審査基準に基づき審査します。

事業決定通知書の送付〔6月上旬〕

書類審査の結果を受けて、市長が採択事業を決定し、代表団体宛に通知書を送付します。

活動実施

活動を実施していく中で、相談したいことがあれば、共創まちづくり課へご連絡ください。(必要に応じてアドバイザーを紹介します)

■ 【第2回】事業募集開始 ※別途ホームページ等でご案内します

事前相談〔相談期間:7月10日~8月4日〕

申請書提出〔第2次締切:8月18日〕

書類審查〔8月下旬〕

事業決定通知書の送付〔9月上旬〕

11月 団体交流会〔中旬〕

今年度の実施団体が集まり、活動状況の報告や団体同士の情報交換、アドバイザー や高岡市共創のまちづくり推進委員会から事業へのアドバイスを行う等、活動のモ チベーションアップ、レベルアップを図ります。詳しい内容は別途ご案内します。

平成30年3月

[8月]

・実績報告書提出〔事業完了後~3 月中旬〕

実施事業について、実績報告書を提出してください。

補助金交付

実績報告書に基づき補助金を交付します。

4月 事業成果報告会

1 年間の事業成果を公開の場で発表していただきます。団体活動を広く PR するとともに、団体同士の情報交換、交流の場としてご活用ください。

# 8 事前相談

申請にあたり相談窓口を設けますので、内容確認のため必ず事前にご相談をお願いします。

- 相談期間 平成29年4月3日(月)~28日(金)
- 相談先 共創まちづくり課

## 9 申請書の提出

関係書類を添えて、申請書を提出してください。次の提出書類のうち、①~④については、 原則、市のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

- **募集期間** 平成 29 年 4 月 10 日 (月) ~ 5 月 19 日 (金)
- 提出書類
  - ① 市民共創チャレンジ事業補助金交付申請書(様式第1号)
  - ② 市民共創チャレンジ事業計画書(様式第2号)
  - ③ 市民共創チャレンジ事業収支予算書(様式第3号)
  - ④ 連携主体概要書(様式第4号)
  - ⑤ 団体の規約、会則等(代表団体のみ)
  - ⑥ 団体構成員名簿(連携主体の構成団体全て)
  - ⑦ 前年度活動報告書及び収支決算書(代表団体のみ)

※ホームページ http://www.city.takaoka.toyama.jp/kyodo/kyoso/challenge.html

#### ■ 提出方法

共創まちづくり課に持参してください。(原則として、郵送は不可) 提出の際に、記載内容を確認しますので、申請内容の分かる方がお越しください。 受付時間は午前8時30分~午後5時15分です。

#### ■ 申請できる事業数

1団体につき1事業のみ(1年度あたり)

※第2回の事業募集については、第1回事業募集の結果に基づき決定します。別途ホームページ等でご案内します。

# 10 審査方法と審査基準

事業の審査は、高岡市共創のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)による書類審査で行います。

審査方法は、次の審査基準に基づき審査し、「交付決定内定団体」を決定します。 ※正式な補助金交付決定は、書類審査の結果に基づき、市長が決定します。

#### ■ 審査基準

項目	要件・ポイント
A 市民の主体性	・市民等が連携して主体的に取り組む事業であり、連携主体の役割分担が
	明確になっていること
	・団体の専門性を活かした特色ある取り組みであること
B 事業の公益性	・地域の課題解決や市民ニーズに対応する公益性を持つものであること
	・他の市民も自由に参加・参画できる事業であること
C 事業の先進性	・創意工夫が盛り込まれた個性的で特色ある事業であること
	・事業実施により市民や他団体への活動の波及効果が期待できること
D 事業の計画性	・事業のスケジュール、予算などが適正で、実現可能なものであること
E 事業の自立性	・補助金以外でも、自主財源等により事業を継続するための仕組み作りが
	なされていること
F 事業の継続性	・事業が一度きりではなく継続性や発展性も見込まれること

#### 【採点の基準】

審査基準A~Fの各項目について、次の表のとおり5段階評価で審査(採点)します。

評価点	採点基準
5	特に優れている/想定以上の効果が期待できる
4	優れている/かなり効果が期待できる
3	平均的・普通/一定の効果が期待できる
2	もう少し努力が必要である/少し効果が期待できる
1	努力が必要である/あまり効果が期待できない

## 【配点表】

各項目の配点は次のとおりです。審査で重視する項目は配点が高くなります。

### O:重視する(評価点×2点)

項 目	配点				
A 市民の主体性	0	10点			
B 事業の公益性	0	10点			
C 事業の先進性	0	10点			
D 事業の計画性	0	10点			
E 事業の自立性		5点			
F 事業の継続性		5点			
合計(満点)		50 点			

#### ■ 結果通知

審査結果は、すべての申請団体に書面で通知します。また、書類審査での各審査員から の意見等を踏まえ、交付決定時に条件を付す場合があります。

#### ◎審査を行う「高岡市共創のまちづくり推進委員会」について

学識経験者や市民活動に関し知識経験を有する者等で構成される委員会で、本事業の審査や事業に対するアドバイス等を行います。審査の公平性を保つため、審査員が所属する団体の申請事業については、その審査員は審査を辞退し、残りの審査員が審査します。

# 11 補助金交付の決定

採択を受けた団体には、補助金の交付決定を行います。採択事業や実施団体は、市ホームページ等で公表します。

# ■ 補助金の概算払

補助金は、交付決定額の4分の3以内の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。

詳細は、共創まちづくり課にお問い合わせください。

# 12 団体交流会の開催

補助金の交付決定を受け、概ね6か月を経過した頃、実施団体が集まる団体交流会を行います。

これまでの活動状況や問題点等について、アドバイザーや委員会からアドバイスを受け、 団体同士の情報交換等を行うことで、今後の活動のモチベーションアップやレベルアップを 図ります。

開催時期は、平成29年11月頃を予定しています。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

# 13 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は平成30年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類等を提出してください。

#### ■ 提出資料

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金実績報告書(様式第6号)
- ② 市民共創チャレンジ事業実施報告書(様式第7号)
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支決算書(様式第8号)
- ④ 記録写真等の補助事業の成果を証する書類及び領収書又は支出を証明する書類

# 14 事業成果報告会の開催

市民共創チャレンジ事業で取り組んだ事業の成果を幅広く市民に紹介するため、事業成果報告会を開催します。

実施団体は、公開の場で事業の成果等を発表します。

開催時期は、平成30年4月を予定しています。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

# 15 留意事項

事業実施にあたり、次の事項にご留意ください。

- (1) 交付決定後、大幅に事業内容や予算内容の変更を行う場合は、事前に共創まちづくり課にご相談のうえ、了解を得てから変更をお願いします。事前の相談等なく変更した場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 交付決定を受けた団体が、同一事業に他の公的な補助金又は助成金を受けた場合は、市に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (3) 交付決定後又は補助金交付後に次のような事例が判明した場合は、その全部又は一部の交付決定を取消し、交付した補助金がある場合は該当金額について返還していただきます。
  - ・申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき
  - ・補助金を対象活動以外に使用したとき
  - ・要綱の規定に違反したとき
  - ・特段の事由なく、事業報告会に参加しないとき
  - ・必要な調査や是正要求に従わないとき
  - ・事由なく、活動内容と申請内容が相違したとき
  - ・補助対象とされた活動が行えなくなったとき又は補助対象の要件を欠いたとき
- (4) 活動実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず活動を中断しなければならなくなったときは速やかに共創まちづくり課にご連絡ください。実施団体と協議のうえ、その後の対応について検討します。